

開 会	事務局長	ただいまから令和2年度第7回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-11の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-11について報告致します。場所は■■■■より■■■■方面へ行った■■■■沿いにあります。10月23日■■■■農業委員さんと譲受人であります■■■■氏立ち合いのもと現地を確認し聞き取りを行いました。なお、地番■■■■は耕作されていないんですが、確認したところ保全是毎年行っているということで譲り受け終了後作付けを予定されているとのことです。申請農地の譲渡は経営移譲で親から子への名義変更であります。審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-12につきましては先ほど報告がございましたように17条2項に基づきまして先月現地調査と審査をいただいておりますので、今回は調査をいたしておりません。
	議 長	第1号議案についての報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-44、5-47の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。

	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号5-44、5-47について報告します。5-44は■の■より■へ■ほど行った■です。10月24日に■農業委員と現地確認調査しました。申請のあった農地は現在作付けされておらず2種農地の畑であり、太陽光発電設備のための所有権移転です。周辺の農地や民家に影響はなく申請に必要な書類も揃っておりますので、許可の要件を満たしていると思います。</p> <p>次に、受付番号5-47について報告します。■から■へ■ほど行った■です。10月24日に■農業委員と譲渡人の■同行のもと現地調査しました。申請のあった農地は現在作付けされておらず2種農地の畑であります。太陽光発電設備設置のための所有権移転です。周辺の農地や民家に影響はなく必要な書類も揃っておりますので問題ないと思います。審査のほうよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-43の案件につきまして、■推進委員をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号5-43について報告致します。場所は■から■を■方面へ約■位進んだ所から■方面へ■上がった所にあります。10月23日に■さんと申請者のお母様の■とともに現地調査しました。賃貸人は遠方に居住かつ会社員であり耕作及び管理が困難であるため太陽光パネル発電設備設置に適した当農地を賃貸し有効利用したいということです。賃借人は当農地を借りて太陽光パネル発電設備を設置するということです。23日に申請地の近所の■及び■とは話しができて、設置については了承済みということです。ただ、雨水の処理について排水計画に自然流下ということになっているので、そのところをお尋ねしたところ、■本人が25日に帰られるということでその時は■農業委員さんのみで話しをされ、雨水については業者としっかり協議を進めるということでした。申請のあった農地は生産力の低い小集団の農地で2種農地であります。再生可能エネルギー発電設備決定済みで、その他の書類や計画書等も揃っており許可の要件を満たしているものと思われます。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	■番	<p>■番農業委員■です。受付番号5-44についてですが、航空写真を見ていると畑の中に建物があるようなんですが、これは何でしょうか？</p>
	事務局長	<p>これは以前ハウスがあったみたいなんですが、今はありません。現況写真の8ページを見てもらえれば何もないのが分かると思います。航空写真は3年4年ほど前のものです。現況写真が申請受け付けから総会までの間に行って撮っていますので両方見て審議をしてもらえればと思います。</p>
	■番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>

	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	ご覧顶きますように、利用状況調査を平成24年位にやったものもまだちらほら出ておりますので、まだ再調査が済んでいない案件が相当数見受けられるように思います。
	■番	■番 ■番です。よく分からないんですが利用状況がすべて山林なんですけども、農地パトロールの時にその中に木が生えていることによって山林扱いで、今後登記とかそういった面で田や畑を山林にされていくということですか？
	事務局長	この利用状況は、今でこそ法務局との話しで道路や建物でもオクケーしてくれていますが、この頃の調査はすべて山林、B判定の農地に戻らないものについて調査結果を再確認して今回あげております。ですから、今のやり方ですと今日承認していただけたら個人の方に通知します。通知した上で同意があったものについては税のほうにその旨を連絡致しますし、法務局のほうで個人申請においての地目変更となります。個人申請の地目変更が今更割いていません。農地パトロールの結果で非農通知しても地目変更がされていない状況です。ですから、当局のほうで法務局に対して地方税法に基づいて現況課税を変えましたよという通知をもとに、個人申請でなくて法務局の職権で田や畑を山林にしてもらう方法を協議して進めておるところではございますが、現時点では個人申請で今後地目が変わっていくという運びになる予定であります。
	議 長	ですから、今日承認を頂きますと各個人宛てに非農地通知を発行して送付を致します。その時に法務局に提出を致します地目変更申請と地目変更申請書の書き方を同封して各家庭に送付致しますので、受け取った方については申請書に番地、所有者等必要事項を記載して印鑑を押して法務局のほうへ郵送して頂けば自動的に法務局のほうで受け入れをして登記変更をしてくれます。一般的な地目変更を行う場合は許可証を送りまして申請を出しましても法務局が現地を確認した後に白黒つけるわけですが、この非農地通知については法務局との協議が済んでいるので、法務局のほうから現地調査をするということはやりません。写真等についても必要に応じて事務局のほうへ問い合わせがありますので事務局のほうから送付をしてあげるということです。地目変更はお金が掛からないんですね。ですので、受け取った方は速やかに必要事項を記載して法務

		<p>局のほうへ郵送して頂ければ登記がスムーズにいくんですが、まだ半分位しか済んでいないというのが現状です。こういうサービスをしているのは県内でもうちだけです。これを代行に頼むとそれなりの費用が掛かりますので、躊躇されている方もあろうかと思いますが、自分で書いて出されたらそれで終わりです。法務局へ持って行かれてもいいんですが本人以外が持参した場合は委任状を求められますので、できるだけ郵送して頂ければ委任状も必要ないということです。もし農家の方からどうするんだろうかという相談があった場合、そのようにご指導をお願い致します。</p>
	事務局長	<p>補足になりますが、今現在農業会議を通じて法務局に調整しておりますので、今年につきましては今日承認を頂きましたら非農地通知書を個人に提出して同意書を返してもらうところですが、今年に限ってはもう一回農地パトロールによる非農地承認を出そうと思うんですが、法務局との話しがついたら個人へ送ろうと考えております。法務局が職権であるということになれば、個人所有者のかたには同意書を求めるだけで非農地通知は送りません。同意しないかたについてはできませんので置いておきます。同意があった分については税のほうから法務局へ送って頂いて職権で地目を直してもらおうと。ただ、その協議がうまくいかなかった場合には去年までと同じように非農地通知書を土地所有者に送って同意書を返して頂いて、それを税に渡して法務局にもこのようにしていますよということで、あとは個人申請になろうかと思えます。</p>
	議長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
報告第1号	議長	<p>続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局報告)
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでございます。報告事項でありますので申請通りとします。</p>
	議長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		午後2時30分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年11月30日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>